

ま ち づ くり 補 助 金 制 度 一 覧

【令和6年4月1日現在】

1 補助金

制度名称	対象事業(対事業内容)	対象経費	補助率又額	想定事業主体(対象者)	利用申請	問い合わせ先	
						担当課	担当係(外線番号)
防火活動助成事業	地域の防火活動事業に対し補助する。	事業費	18万円	上三川町女性防火クラブ	必要	総務課	防災係 (56-9115)
自主防災組織活動補助金	自主防災組織活動に要する経費や防災活動に必要な資機材の購入に対し補助する。	事業費	2分の1 (限度額 10万円)	自主防災組織			防災係 (56-9115)
消防団員自動車運転免許取得費補助事業	準中型免許の取得及びオートマチック限定免許の限定解除のために要する経費の一部を補助する。	事業費	2分の1 (限度額 準中型免許 9万円 オートマ解除 3万円)	消防団員			防災係 (56-9115)
地域おこし協力隊活動支援補助金	町が委嘱した地域おこし協力隊員の居住する住居の賃借料に対し補助する。	事業費	6万円/月額(上限額)	地域おこし協力隊員	必要	企画課	総合政策係 (56-9118)
コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助金	コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機を購入し、設置する者に対し、経費の一部を補助する	事業費	容器1基又は処理機1台当たりの購入費の2分の1以内とする。ただし、容器の購入にあっては3,000円を、処理機の購入にあっては2万円を限度とする。	町民		環境係 (56-9131)	環境係 (56-9131)
し尿等収集運搬補助事業	し尿等収集運搬を業として行う許可業者に対し、遠隔地にある処理場までの収集運搬経費の一部を補助する。	事業費	し尿等収集運搬にかかる経費 (限度額 200万円)	一般廃棄物(し尿等)収集運搬業許可業者	必要		環境係 (56-9131)
犬猫の不妊手術費補助金	犬猫の不妊手術及び去勢手術を実施した飼い主に対し、経費の一部を助成する。	事業費	2分の1 (限度額 オス犬 4,000円/頭 メス犬 5,000円/頭 オス猫 3,000円/頭 メス猫 4,000円/頭)	町民			環境係 (56-9131)
家庭用低炭素推進設備等導入補助金	家庭用低炭素推進設備(定置型蓄電池、電気自動車)を購入及び導入する者に対してそれに伴う費用の一部を補助する。	事業費	定置型蓄電池システム 1万円/kWh (限度額 10万円) 電気自動車 10万円/台	町民	必要	環境係 (56-9131)	
自治会長連絡協議会補助事業	住民と行政が協働のまちづくりを推進し、安心、安全な地域づくりを目的とする事業に対し補助する。	事業費	20万円	上三川町自治会長連絡協議会	必要	地域生活課	生活係 (56-9129)
自治会活動補助金交付事業	協働のまちづくりの中で地域住民の自立を目的に、地域住民等が自主的、自発的に行う事業を補助する。	事業費	2分の1 (限度額 100万円)	自治会	必要		生活係 (56-9129)
交通安全活動助成事業	地域の交通安全活動事業に対し補助する。	事業費	80万円	下野地区交通安全協会 上三川支部	必要		生活係 (56-9129)
防犯活動助成事業	地域の防犯活動事業に対し補助する。	事業費	16万円	上三川町防犯協会	必要		生活係 (56-9129)
消費者啓発活動・リーダー育成事業補助金	消費生活の安定のための啓発活動や自立する消費者の育成のために行う事業に対し補助する。	事業費	2分の1	消費者が組織する団体	必要		生活係 (56-9129)
自治会公民館建設補助	自治会公民館の新築・増築又は改築を行う自治会に対し助成する。	事業費	事業費の10分の3 新築 限度額 220万円 増改築 限度額 130万円 (補償費等の有無による限度額の減あり)	町内自治会	必要		生活係 (56-9129)
特殊詐欺退避機能のある電話機等の購入費用の一部を助成する。	特殊詐欺退避機能のある電話機等の購入費用の一部を助成する。	事業費	2分の1 (限度額 5,000円)	65歳以上の高齢者のみの世帯または高齢者及び障がい者が構成される世帯			生活係 (56-9129)
街頭防犯カメラ設置費補助事業	安全で安心なまちづくりを推進するために公共空間を撮影する防犯カメラを設置する費用の一部を助成する。	事業費	2分の1 (限度額 20万円)	地域団体、商業施設等			生活係 (56-9129)
上三川町社会福祉協議会助成事業(事業費補助)	社会福祉の健全な発達を図るために必要な事業に対し助成する。	事業費	地域活動推進費及びボランティアセンター事業等の経費	上三川町社会福祉協議会	必要		社会福祉係 (56-9190)
上三川町社会福祉協議会助成事業(運営費補助)	上三川町社会福祉協議会の管理運営に必要な人件費等の経費に対し助成する。	運営費	委託事業等特定事業に係る人件費等を除いた人件費等	上三川町社会福祉協議会	必要		社会福祉係 (56-9190)
更生保護活動事業費補助事業	青少年の健全育成及び更生保護の思想の普及並びに宣伝、犯罪予防活動、地域社会の浄化運動等の更生保護活動事業に対し補助する。	事業費	10分の3	上三川町更生保護関係団体	必要	社会福祉係 (56-9190)	
人権推進事業費補助事業	自立意識高揚のための各種大会、研修会等への参加事業及び人権啓発事業に対し助成する。	事業費	2分の1	上三川町各運動団体	必要	社会福祉係 (56-9190)	
保護司活動事業費補助事業	犯罪を犯した者の改善及び更生を助けるため、犯罪予防活動、地域社会の浄化運動、要保護青少年の補導、在監者及び在院者の補助支援等の事業に対し助成する。	事業費	2分の1	上三川町保護司会	必要	社会福祉係 (56-9190)	
人権擁護活動事業費補助事業	基本的人権を擁護し、各種人権相談、啓発活動等を行うための研修会等参加事業に対し助成する。	事業費	2分の1	上三川町人権擁護委員会	必要	社会福祉係 (56-9190)	
障がい福祉施設整備費補助金	町内で共同生活援助(グループホーム)を実施する事業者に対し、その整備費用に対し助成する。	事業費	2分の1 (限度額 500万円)	町内にグループホームを整備運営する法人、かつ都道府県知事より指定障害福祉サービス事業者として指定を受けている法人	必要	障がい福祉係 (56-9128)	
シルバーカー購入費補助金	本町に居住する65歳以上の者又は60歳以上の身体障がい者で歩行時に杖等を必要とする者に対し、シルバーカー購入費用の一部を助成する。	事業費	購入費の3分の1 (限度額 5,000円)	高齢者又は身体障がい者で年齢要件を満たす者		高齢者支援係 (56-9191)	
上三川町シルバー人材センター運営費補助	上三川町シルバー人材センターに対し、運営費(人件費・施設維持管理費・般運営費)の一部を助成する。	運営費	運営費の2分の1 (限度額 950万円)	上三川町シルバー人材センター	必要	高齢者支援係 (56-9191)	
家具転倒防止器具等取付費補助	自ら家具転倒防止器具等の取付が困難な高齢者世帯等に対し、取付費及び購入費の一部を助成する。	事業費	購入費の2分の1 (限度額 10,000円)	65歳以上の高齢者のみの世帯または高齢者及び障がい者が構成される世帯		高齢者支援係 (56-9191)	
がん患者医療用ウィッグ等購入費助成制度	がんの治療に伴う副作用等により社会参加に不安を抱えるがん患者に対し、医療用ウィッグ及び乳房補整具の購入費用の一部を助成する。	事業費	購入費の2分の1 (限度額 ウィッグ 3万円 補整具 2万円(片方))	がん又はがんの疑いがあると診断され、治療を行っている者		成人健康係 (56-9133)	
私立幼稚園子育てランド事業費補助金	幼児教育の充実を図ることを目的に地域での子育て支援事業を行う町内私立幼稚園に対し補助する。	事業費	2分の1 (限度額 20万円)	町内私立幼稚園(認定こども園は除く)	必要	子ども家庭課	子育て係 (56-9130)
私立幼稚園健康診断事業費補助金	幼児の健康の保持増進を図ることを目的に、健康診断を実施する私立幼稚園に対し補助する。	事業費	300円/人	町内私立幼稚園(認定こども園は除く)	必要		子育て係 (56-9130)
使用済みおむつ処分費用補助金	保護者、保育士等の負担軽減や感染症等の衛生上のリスク低減を図るため、使用済みおむつを施設において処分する保育所等に対し補助する。	事業費	児童1人あたり350円/月額 各月初日の0、1、2歳児クラスの在園児数を乗じて算出	町内保育所等	必要		子育て係 (56-9130)

ま ち づ く り 補 助 金 制 度 一 覧

【令和6年4月1日現在】

1 補助金

制度名称	対象経費 (対 事 業 事 内 容 業)	対象経費	補 助 率 又 額 限 度	想 定 事 業 主 体 (対 象 者)	利用申請	問 い 合 わ せ 先	
						担 当 課	担 当 係 (外 線 番 号)
とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金	結婚を望む町民を支援するため、とちぎ結婚支援センターへの入会登録料の一部を助成する。	事業費	2分の1 (限度額 5,000円)	とちぎ結婚支援センターに入会登録している者		子ども家庭課	母子健康係 (56-9132)
上三川町単独土地改良事業補助金	国・県補助の対象にならない小規模の農用地等を対象として、生産性の向上を図るために農業生産基盤を整備することに対し補助する。	事業費	100分の45	上三川町内各土地改良区	必要		農村振興係 (56-9136)
上三川町農業公社支援事業費補助金	農地保有合理化事業、その他農業構造の改善に資する各種事業を行う、農業公社に対し補助する。	運営費	3分の2 ただし、人件費については10分の10とし、町からの派遣職員もしくは、嘱託職員に限る。	上三川町農業公社	必要		農村振興係 (56-9136)
農村青少年育成支援事業	農業継業者が将来に渡って地域農業の担い手となるために、必要な知識や技術の習得、向上するための事業に対し補助する。	事業費	2分の1	上三川町農村青少年団体	必要		農産園芸係 (56-9138)
上三川町認定農業者協議会活動促進事業費補助金	企業的農業経営の確立と経営改善計画の実現、並びに地域農業の持続的発展に向けた活動に対し補助する。	事業費	2分の1 (限度額 40万円)	上三川町認定農業者協議会	必要		農産園芸係 (56-9138)
土地改良施設維持管理適正化事業補助金	事業主体が土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設維持管理適正化事業に加入申し込みをし、採択後、事業主体が事業費の30%を拠出し、国が30%、県が30%、町が10%を補助する。	事業費	事業費の10分の1	土地改良区	必要		農村振興係 (56-9136)
農地・農業用施設災害復旧事業補助金	被災した農地、農業用施設(水路、ため池、農道等)の復旧に要する経費に対し、その一部を助成する。	事業費	農地100分の25 農業用施設100分の17.5	土地改良区	必要		農村振興係 (56-9136)
農業再生対策推進事業	農業者個別所得保障制度等の円滑な推進や助成金の交付のために行う作付確認等が必要となる事務等経費、及び本町における米の需給調整の推進、地域農業の振興、農地の利用集積、担い手の育成・確保等に資する事業を展開するために必要となる経費に対し補助する。	事業費	1,800万円	上三川町農業再生協議会	必要		農産園芸係 (56-9138)
農業用廃プラスチック処理対策事業	使用済みの農業用廃プラスチック等を分別回収し、地域環境の汚染防止と施設園芸等の健全なる発展を図るための活動に対し補助する。	事業費	2分の1	農業団体	必要		農産園芸係 (56-9138)
園芸産地振興対策事業	園芸作物の生産施設を新規もしくは規模拡大するため、認定農業者に対してはその資材費(付帯設備を含む)の一部を、認定新規就農者に対しては資材費(付帯設備を含む)及び工事費の一部を補助する。	事業費	・認定農業者 10分の3(限度額 60万円) ・認定就農者 10分の3(限度額 80万円)	認定農業者 認定新規就農者			農産園芸係 (56-9138)
土地利用型経営体育成事業	土地利用型農業の確立を図るため、規模拡大に意欲的な集落営農組織などの担い手が、水稲関連の機械等を導入するための事業費に対し補助する。	事業費	・集落営農組織・営農集団 10分の3(限度額 300万円) ・個別経営体 10分の2(限度額 200万円)	農業者及び組織	必要		農産園芸係 (56-9138)
農業団体活動促進事業(農業祭)	農業祭において、町農畜産物の提供や各種イベントにより、地産地消の推進や町農畜産物の振興と発展を図るための事業に対し補助する。	事業費	2分の1 (限度額 20万円)	農業祭運営委員会	必要		農産園芸係 (56-9138)
青果物振興対策事業	消費者のニーズに対応するため、各種講習会や調査等により、安全・安心・信頼性を確保し、青果物の産地化に向け振興を図るための事業に対し補助する。	事業費	2分の1 (限度額 15万円)	農業団体連絡協議会	必要	農政課	農産園芸係 (56-9138)
干びよう推進対策事業	干びようの栽培面積の拡大、新規生産者の誘導や消費拡大を図るために、各種イベントに協賛し普及推進する事業や、苗の購入補助により生産振興を図る事業に対し補助する。	事業費	83万円	上三川町干びよう推進対策協議会	必要		農産園芸係 (56-9138)
野菜価格安定対策事業	野菜価格安定法等に基づき、登録出荷団体に対象となる野菜の出荷を委託した生産者が、負担した費用に対し補助する。	事業費	3分の1	農業団体	必要		農産園芸係 (56-9138)
農業近代化資金等利子補給	農業者の経営基盤強化及び経営改善を効率的・安定的に実践するため、農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金の利子を一部補給する。 自然災害により被災した農業者が経営再建を図るため、災害復旧支援資金の利子を一部補給する。	事業費	・認定農業者育成確保資金 融資平均残高の1.5% ・担い手育成資金 全額補助 ・産地基盤強化促進資金 融資平均残高の2.0% ・農業経営基盤強化資金 栃木県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要領第3条利子助成率に準ずる ・災害復旧支援資金 災害の都度、栃木県知事が定める率 ・一般資金 平均融資残高の1.5%	農業者及び組織			農産園芸係 (56-9138)
畜産防疫事業	家畜の防疫を目的とする予防注射の費用に対し補助する。	事業費	3分の1	上三川町農業団体	必要		農産園芸係 (56-9138)
畜産臭気等対策事業	家畜排泄物の消臭効果がある飼料添加物、薬剤を購入する費用に対し補助する。	事業費	肉用牛 1,000円/頭 乳用牛 2,000円/頭 豚 300円/頭 あるいは対象経費の3分の1のいずれか低い額	農業者 上三川町肉用牛振興会	必要		農産園芸係 (56-9138)
農業経営収入保険加入促進事業補助金	農業経営収入保険に加入した町内農業者(認定農業者又は認定新規就農者)に対し、保険方式(掛け捨て)保険料及び付加保険料の一部を栃木県農業共済組合を通じて補助する。	事業費	保険方式(掛け捨て)保険料及び付加保険料の3分の1の額 (限度額 3万円)	栃木県農業共済組合	必要		農産園芸係 (56-9138)
スマート農業技術導入支援事業補助金	スマート農業技術を導入する町内農業者(認定農業者又は認定新規就農者)に対し、対象経費の一部を補助する。	事業費	・農業用ドローン技術認定取得事業 実技・学科講習に要する経費(限度額 10万円) ・環境測定装置導入事業、ハウス内環境の測定機器の購入経費(限度額 10万円) ・アシストスーツ導入事業 購入に要する経費(限度額 5万円)	農業者 上三川町肉用牛振興会	必要		農産園芸係 (56-9138)
フェスタinかみのかわ事業費補助金	地域振興及び商業の活性化を目的に行う事業(フェスタinかみのかわ)に対し補助する。	事業費	450万円	フェスタinかみのかわ実行委員会	必要		商工振興係 (56-9150)
かみのかわ町おこし夏祭り事業費補助金	地域振興、中心市街地商店街の活性化及び町民一体化による交流人口の増加を目的に行う事業(かみのかわ町おこし夏祭り)に対し補助する。	事業費	315万円	かみのかわ町おこし夏祭り実行委員会	必要		商工振興係 (56-9150)
プレミアム商品券事業費補助金	流出する地元消費者を町内商店へ誘導し、商業の振興を図ることを目的に行う事業(プレミアム商品券事業)に対し補助する。	事業費	270万円	上三川町商工団体	必要		商工振興係 (56-9150)
中小企業事業資金融資信用保証料補助制度	町内で事業を営む中小企業者が、町の中小企業事業資金融資制度を受けるために生じる信用保証を補助する。	事業費	全額	中小企業		商工課	商工振興係 (56-9150)
上三川町中小企業労務福祉協議会事業費補助金	上三川町中小企業労務福祉協議会規約の事業内容を取組む場合に補助する。	事業費	2分の1 (限度額 10万円)	上三川町中小企業労務福祉協議会	必要		商工振興係 (56-9150)
上三川町観光協会運営費補助金	観光事業の健全なる発展を通して、魅力あるふるさと作りを進めることを目的として補助する。	運営費	490万円	上三川町観光協会	必要		商工振興係 (56-9150)

まちづくり補助金制度一覧

【令和6年4月1日現在】

1 補助金

制度名称	対象事業内容	対象経費	補助率 又 額	想定事業主体 (対象者)	利用申請	問い合わせ先	
						担当課	担当係 (外線番号)
上三川町商工会運営費補助金	商工業団体の活動を奨励し、商工業の振興を図ることを目的として補助する。	運営費	1,670万円	上三川町商工会	必要	商工課	商工振興係 (56-9150)
上三川町企業間交流会運営費補助金	町内企業同士の事業連携の可能性を広げることなどを目的とした企業間交流会の経費の一部を助成する。	運営費	60万円	上三川町企業間交流会実行委員会	必要		商工振興係 (56-9150)
中小企業事業資金融資利子補助制度	町内で事業を営む中小企業者が、町の中小企業事業資金融資制度による融資を受けた際、その利子に対し補助する。	事業費	2分の1	中小企業			商工振興係 (56-9150)
かみのかわサンフラワー祭り事業費補助金	本町の観光資源として花畑の観光スポットをつくり、町観光事業の活性化を目的に行う事業(かみのかわサンフラワー祭り)に対し補助する。	事業費	430万円	かみのかわサンフラワー祭り実行委員会	必要		商工振興係 (56-9150)
空き店舗等利活用事業補助金	中心市街地で、空き店舗等を改装又は賃借する新規出店者に対して補助する。	事業費	2分の1 改装費(限度額 50万円) 賃借料(限度額 60万円) 店舗併用住宅改修費(限度額 50万円)	対象業種の新規出店者	必要		商工振興係 (56-9150)
中小企業販路開拓支援事業補助金	町内の中小企業者等が新たな販路や取引先、事業提携先等の開拓のため、展示会等に自社で製造した製品等を出品する事業に要した経費の一部を補助する。	事業費	2分の1 国内の展示会等(限度額10万円) 海外の展示会等(限度額20万円) オンラインの展示会等(限度額5万円)	町内で事業を営む中小企業者、個人事業主	必要	商工振興係 (56-9150)	
後退用地の寄付に係る境界確認、測量、その他直接分筆登記にかかる費用の助成	町道認定道路に係る後退用地の寄付に伴う分筆登記等の費用に対し助成する。	事業費	10分の10 (限度額 30万円)	建築基準法第42条第2項の規定により指定された道のうち、町道認定道路に係る後退用地を寄付した者		都市建設課	管理係 (56-9146)
水洗便所改造資金融資斡旋制度	公共下水道及び農業集落排水処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造又は既設のし尿浄化槽を廃止して、公共下水道若しくは農業集落排水処理施設に接続する工事に必要な資金の融資あっせんを行い、その融資にかかる利子に対し補助する。	事業費	融資限度額 改造工事1件につき 100万円	公共下水道及び農業集落排水処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造する工事を行い、その工事に必要な資金の融資あっせんを希望する者		上下水道課	下水道業務係 (56-9167)
生活保護世帯に対する水洗便所改造工事費補助金	自己所有の住宅を所持する生活保護世帯が、くみ取り便所を水洗便所に改造又は既設のし尿浄化槽を廃止して、くみ取り便所又はし尿浄化槽を設ける生活保護世帯の世帯主	事業費	工事に要した費用全額	公共下水道及び農業集落排水処理区域内に自己所有の住宅を所持し、くみ取り便所又はし尿浄化槽を設ける生活保護世帯の世帯主			下水道業務係 (56-9167)
浄化槽設置整備事業補助金	公共下水道認可区域、流域下水道認可区域及び農業集落排水事業区域を除く上三川町行政区域において、住宅に処理対象人員10人以下の合併浄化槽を設置する者に対し、合併浄化槽の設置に要した経費に相当する額を補助する。	事業費	・延べ床面積130㎡以下(5人槽相当)332,000円 ・延べ床面積130㎡を超えるもの(7人槽相当)414,000円 ・二世帯住宅(10人槽相当)548,000円	公共下水道認可区域、流域下水道認可区域及び農業集落排水事業区域を除く上三川町行政区域において、住宅に処理対象人員10人以下の合併浄化槽を設置しようとする者		下水道業務係 (56-9167)	
英語検定料補助金	町内に住所を有する中学生の保護者に対し、1年度1回に限り、英検3級以上の検定料の2分の1を補助する。	事業費	2分の1	町内に住所を有する中学生の保護者		教育総務課	学校教育係 (56-9156)
しらすぎマラソン大会実行委員会補助金	しらすぎマラソン大会開催を助成する。	事業費	350万円	しらすぎマラソン大会実行委員会	必要	生涯学習課	スポーツ係 (56-9170)
しらすぎ駅伝競走大会実行委員会補助金	しらすぎ駅伝競走大会開催を助成する。	事業費	130万円	しらすぎ駅伝競走大会実行委員会	必要		スポーツ係 (56-9170)
上三川町体育協会補助金	社会体育の振興を図るため上三川町体育協会の活動を助成する。	事業費	250万円	町体育協会	必要		スポーツ係 (56-9170)
文化協会補助金制度	文化芸術の振興を図るため上三川町文化協会の活動を助成する。	事業費	50万円	町文化協会	必要		文化係 (56-3510)
町文化祭運営団体補助金制度	一堂に会し、日頃の成果を町民に広く公開する文化祭を助成する。	事業費	120万円	町文化祭運営委員会	必要		文化係 (56-3510)
文化財保存事業費等補助金	町・県・国指定文化財の適正な保存管理を図るため保存事業等に補助する。	事業費	2分の1	町・県・国指定文化財の所有者、保持者、保存団体の代表者及び権限に基づく占有者並びに管理責任者	必要	文化係 (56-3510)	
女性団体活動事業費補助事業	各種女性団体相互の連絡親睦及び明るい地域づくりを推進する事業等に対し助成する。	事業費	2分の1 (限度額7万円)	上三川町各女性団体	必要	生涯学習係 (56-9159)	
青少年育成町民会議補助金	地域における青少年育成を総合的に推進し、地域の青少年活動を中心になって、実戦・支援する青少年育成町民会議に対して補助する。	事業費	2分の1 (限度額3万円)	上三川町青少年育成町民会議	必要	生涯学習係 (56-9159)	
文化財保護環境整備事業	町道認定道路に係る後退用地の寄付に伴う分筆登記等の費用に対し助成する。	事業費	10分の10 (限度額30万円)	町指定文化財史跡の用地寄付者		文化係 (56-3510)	
定住促進住宅取得支援事業	町内に定住する意思をもって住宅を取得する者が、町の定める要件を満たす場合に、予算の範囲内において助成する。	事業費	固定資産税相当額 (限度額あり)	町民		建築課	住宅係 (56-9145)
空き家バンクリフォーム補助金	町の空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事及び家財処分に係る費用の一部を助成する。	事業費	2分の1 (限度額 リフォーム工事50万円 家財処分10万円)	空き家バンクに登録のある空家の所有者等			住宅係 (56-9145)